

介護サービス事業所等自己点検票(指定介護予防支援事業)

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第一 基本方針	1 基本方針 (1) 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるよう配慮して行っているか。	法第115条の23第1項 予防基準第1条の2第1項 基準についての第2の1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っているか。	予防基準第1条の2第2項 基準についての第2の1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者へ提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行っているか。	予防基準第1条の2第3項 基準についての第2の1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、区、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めているか。	予防基準第1条の2第4項 基準についての第2の1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	予防基準第1条の2第5項 基準についての第2の1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	予防基準第1条の2第6項 基準についての第2の1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第二 人員に関する基準	1 従業者の員数 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置いているか。 なお、当該介護支援専門員は、当該居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務して差し支えない。	法第115条の24第1項 予防基準第2条第2項 基準についての第2の2の(1)の② 区予防条例第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 管理者 (1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。	予防基準第3条第1項 基準についての第2の2の(2) 区予防条例第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が条例第5条第1項の規定により置く管理者は、主任介護支援専門員であるか。 ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を条例第5条第1項に規定する管理者とすることができる。	予防基準第3条第3項 基準についての第2の2の(2)の② 区予防条例第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 管理者は、専らその職務に従事する者であるか。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ① 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 ② 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)	予防基準第3条第4項 基準についての第2の2の(2) 区予防条例第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営に 関する 基準	1 内容及び手続の説明及び同意	予防基準第4条第1項 基準についての第2の3の(2) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。				
	(2) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が予防基準第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。 併せて、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについても説明を行い、理解を得ているか。	予防基準第4条第2項 基準についての第2の3の(2) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。	予防基準第4条第3項 基準についての第2の3の(2) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 提供拒否の禁止	予防基準第5条 基準についての第2の3の(3) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んでいないか。				
3 サービス提供困難時の対応	予防基準第6条 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。					
4 受給資格等の確認	予防基準第7条 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び有効期間を確かめているか。					
(2) 指定介護予防支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防支援を提供するように努めているか。	法第115条の23第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 要支援認定の申請に係る援助	予防基準第8条第1項 基準についての第2の3の(4)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(1) 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。					
(2) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	予防基準第8条第2項 基準についての第2の3の(4)の② 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。	予防基準第8条第3項 基準についての第2の3の(4)の③ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 身分を証する書類の携行	予防基準第9条 基準についての第2の3の(5) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させているか。初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。					

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営に 関する 基準	7 利用料等の受領	予防基準第10条第1項 基準についての第2の3の(6)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。				
	(2) (1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合に、それに要した交通費以外の支払を利用者から受けていないか。	予防基準第10条第2項 基準についての第2の3の(6)の② 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) (2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	予防基準第10条第3項 基準についての第2の3の(6)の③ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8 保険給付の請求のための証明書の交付	予防基準第11条 基準についての第2の3の(7) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。				
	9 法定代理受領サービスに係る報告	予防基準第13条第1項 基準についての第2の3の(9)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 指定介護予防支援事業者は、毎月、区(審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書(給付管理票)を提出しているか。				
(2) 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、区(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しているか。	予防基準第13条第2項 基準についての第2の3の(9)の② 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	予防基準第14条 基準についての第2の3の(10) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。					
11 利用者に関する区への通知	予防基準第15条 基準についての第2の3の(11) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者がつぎのいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。 ① 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。					
12 管理者の責務	予防基準第16条第1項 基準についての第2の3の(12) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。					
(2) 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に「第3章 運営に関する基準」及び「第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	予防基準第16条第2項 基準についての第2の3の(12) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営に 関する 基準	13 運営規程 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項	予防基準第17条 基準についての第2の 3の(13) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	14 勤務体制の確保 (1) 利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。また、非常勤の介護支援専門員については、他の業務と兼務する場合には、当該他の業務に支障のないよう配慮しているか。	予防基準第18条第1 項 基準についての第2の 3の(14)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の介護支援専門員によって指定介護予防支援の業務を提供しているか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。	予防基準第18条第2 項 基準についての第2の 3の(14)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定介護予防支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	予防基準第18条第3 項 基準についての第2の 3の(14)の② 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	予防基準第18条第4 項 基準についての第2の 3の(14)の③ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	15 業務継続計画の策定等 (1) 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	予防基準第18条の2 第1項 基準についての第2の 3の(15)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	予防基準第18条の2 第2項 基準についての第2の 3の(15)の①③④ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	予防基準第18条の2 第3項 基準についての第2の 3の(15)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	16 設備及び備品等 (1) 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	予防基準第19条 基準についての第2の 3の(16)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防支援事業者は、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペース等を確保しているか。 ※相談のためのスペース等はプライバシーが守られ、利用者が直接出入りできるなど利用者が利用しやすいよう配慮しているか。	予防基準第19条 基準についての第2の 3の(16)の② 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 す る 基 準	17 従業者の健康管理 指定介護予防支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	予防基準第20条 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	18 感染症の予防及びまん延の防止のための措置 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。	予防基準第20条の2 3の(17) 区予防条例第5条	/	/	/
	(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。	予防基準第20条の2 第1号 基準についての第2の 3の(17)イ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	予防基準第20条の2 第2号 基準についての第2の 3の(17)ロ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 当該指定介護予防支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	予防基準第20条の2 第3号 基準についての第2の 3の(17)ハ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	19 掲示 (1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※重要事項を記載したファイル等を、利用者又はその家族が自由に閲覧可能な形で当該指定介護予防支援事業所に備え付けることも可能。	予防基準第21条第1 項、2項 基準についての第2の 3の(18)の①、② 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	予防基準第21条第3 項 基準についての第2の 3の(18)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	20 秘密保持 (1) 指定介護予防支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	予防基準第22条第1 項 基準についての第2の 3の(19)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。	予防基準第22条第2 項 基準についての第2の 3の(19)の② 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	予防基準第22条第3 項 基準についての第2の 3の(19)の③ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21 広告 指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。	予防基準第23条 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営に 関する 基準	22 介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等	予防基準第24条第1項 基準についての第2の3の(20)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の介護支援専門員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 また、指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、当該介護予防支援事業所の介護支援専門員に対して、介護予防支援費の加算を得るために、支援すべき総合的な課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行っていないか。	予防基準第24条第1項 基準についての第2の3の(20)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防支援事業所の介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 また、介護支援専門員は介護予防支援費の加算を得るために、支援すべき総合的な課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付けていないか。	予防基準第24条第2項 基準についての第2の3の(20)の② 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。	予防基準第24条第3項 基準についての第2の3の(20)の③ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	23 苦情処理	予防基準第25条第1項 基準についての第2の3の(21)の①④ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 なお、指定介護予防支援事業者は、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示し、かつウェブサイトに掲載しているか。	予防基準第25条第1項 基準についての第2の3の(21)の①④ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防支援事業者は、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。 また、指定介護予防支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	予防基準第25条第2項 基準についての第2の3の(21)の② 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は区の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	予防基準第25条第3項 基準についての第2の3の(21)の③ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 指定介護予防支援事業者は、区からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を区に報告しているか。	予防基準第25条第4項 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。	予防基準第25条第5項 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	予防基準第25条第6項 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7) 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	予防基準第25条第7項 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営に 関する 基準	24 事故発生時の対応	予防基準第26条第1項 基準についての第2の3の(22) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。				
	(2) 指定介護予防支援事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	予防基準第26条第2項 基準についての第2の3の(22) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	基準についての第2の3の(22)の③ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。 ※速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	予防基準第26条第3項 基準についての第2の3の(22)の② 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	予防基準第26条の2 基準についての第2の3の(24) 区予防条例第5条	/	/	/
(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。	予防基準第26条の2 第1号 基準についての第2の3の(24)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。	予防基準第26条の2 第2号 基準についての第2の3の(24)の② 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 当該指定介護予防支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施しているか。	予防基準第26条の2 第3号 基準についての第2の3の(24)の③ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 上記(1)(2)(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	予防基準第26条の2 第4号 基準についての第2の3の(24)の④ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26 会計の区分	(1) 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	予防基準第27条 基準についての第2の3の(23) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 具体的な会計処理方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等によっているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
27 記録の整備	(1) 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	予防基準第28条第1項 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営に関する基準	<p>(2) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>① 基準第30条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>イ 介護予防サービス計画</p> <p>ロ 基準第30条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ハ 基準第30条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ 基準第30条第15号の規定による評価の結果の記録</p> <p>ホ 基準第30条第16号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>③ 基準第30条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 基準第15条の規定による区市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤ 基準第25条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 基準第26条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>予防基準第28条第2項</p> <p>基準についての第2の3の(25)</p> <p>区予防条例第5条第2項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第四 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<p>28 指定介護予防支援の基本取扱方針</p> <p>(1) 指定介護予防支援は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮しているか。</p>	<p>予防基準第29条第1項</p> <p>区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しているか。</p>	<p>予防基準第29条第2項</p> <p>区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(3) 指定介護予防支援事業者は、第三者による評価その他の多様な評価の手法を用いて自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>予防基準第29条第3項</p> <p>区予防条例第7条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>29 指定介護予防支援の具体的取扱方針</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、介護支援専門員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	<p>予防基準第30条第1号</p> <p>基準についての第2の4の(1)の①</p> <p>区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	<p>予防基準第30条第2号</p> <p>基準についての第2の4の(1)の②</p> <p>区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行なってはいないか。</p>	<p>予防基準第30条第2の2号</p> <p>基準についての第2の4の(1)の③</p> <p>区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p>	<p>予防基準第30条第2の3号</p> <p>基準についての第2の4の(1)の③</p> <p>区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>(5) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしているか。</p>	<p>予防基準第30条第3号</p> <p>基準についての第2の4の(1)の④</p> <p>区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第四 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	(6) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	予防基準第30条第4号 基準についての第2の4の(1)の⑤ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。	予防基準第30条第5号 基準についての第2の4の(1)の⑥ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しているか。 ① 運動及び移動 ② 家庭生活を含む日常生活 ③ 社会参加ならびに対人関係及びコミュニケーション ④ 健康管理	予防基準第30条第6号 基準についての第2の4の(1)の⑦ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(9) 介護支援専門員は、(8)に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、基準第28条第2項及び区予防条例第5条第2項の規定に基づき、当該記録を5年間保存しているか。	予防基準第30条第7号 基準についての第2の4の(1)の⑧ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(10) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容ならびにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しているか。	予防基準第30条第8号 基準についての第2の4の(1)の⑨ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(11) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。(サービス担当者会議は、テレビ電話等を活用して行うことができるが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話等の活用について同意を得ること。) ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 また、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、基準第28条第2項及び区予防条例第5条第2項の規定に基づき、当該記録を5年間保存しているか。	予防基準第30条第9号 基準についての第2の4の(1)の⑩ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(12) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 介護予防サービス計画原案とは、平成18年3月31日老振発第0331009号に示す標準様式に相当するものすべてが望ましいが、少なくとも「目標」「支援計画」、「【本来行うべき支援ができない場合】妥当な支援の実施に向けた方針」、「総合的な方針：生活不活発病の改善・予防のポイント」欄に相当するものについては、説明及び同意を要するものである。	予防基準第30条第10号 基準についての第2の4の(1)の⑪ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第四 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	(13) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。	予防基準第30条第11号 基準についての第2の4の(1)の⑫ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(14) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めているか。	予防基準第30条第12号 基準についての第2の4の(1)の⑬ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(15) 介護支援専門員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも月に1回、聴取しているか。	予防基準第30条第13号 基準についての第2の4の(1)の⑭ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(16) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。	予防基準第30条第14号 基準についての第2の4の(1)の⑮ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(17) 介護支援専門員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供しているか。	予防基準第30条第14号2号 基準についての第2の4の(1)の⑮ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(18) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しているか。	予防基準第30条第15号 基準についての第2の4の(1)の⑯ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(19) 介護支援専門員は、(16)に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。	予防基準第30条第16号 基準についての第2の4の(1)の⑰ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3か月に1回、利用者に面接しているか。 ② ①による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行っているか。 ③ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があった時は、利用者の居宅を訪問し、利用者面接しているか。 ④ 利用者の居宅を訪問しない月(テレビ電話装置等を活用して利用者面接する月は除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合に当たっては、電話等により利用者との連絡を実施しているか。 ⑤ 少なくとも1か月に1回、モニタリングの結果を記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※ ただし、②については次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3か月ごとの期間について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者面接できる。 I テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 II サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 i 利用者の心身の状況が安定していること。 ii 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 iii 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第四 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<p>(20) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。 ① 要支援認定を受けている利用者が介護保険法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合。 ② 要支援認定を受けている利用者が介護保険法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合。</p>	<p>予防基準第30条第17号 基準についての第2の4の(1)の⑱ 区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(21) (5)から(15)までの規定は、(16)に規定する介護予防サービス計画の変更についても、同様に取り扱っているか。</p>	<p>予防基準第30条第18号 基準についての第2の4の(1)の⑲ 区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(22) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。なお、介護保険施設への紹介時には、主治医に意見を求める等しているか。</p>	<p>予防基準第30条第19号 基準についての第2の4の(1)の⑳ 区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(23) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っているか。</p>	<p>予防基準第30条第20号 基準についての第2の4の(1)の㉑ 区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(24) 介護支援専門員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師に意見を求めているか。</p>	<p>予防基準第30条第21号 基準についての第2の4の(1)の㉒ 区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(25) (24)の場合において、介護支援専門員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しているか。</p>	<p>予防基準第30条第21の2号 基準についての第2の4の(1)の㉓ 区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(26) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。 また、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。</p>	<p>予防基準第30条第22号 基準についての第2の4の(1)の㉔ 区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(27) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。</p>	<p>予防基準第30条第23号 基準についての第2の4の(1)の㉕ 区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(28) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しているか。 なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえているか。</p>	<p>予防基準第30条第24号 基準についての第2の4の(1)の㉖ 区予防条例第6条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第四 介護予防の ための 効果的 な支援 の方法 に 関する 基準	(29) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。 さらに、対象福祉用具を介護予防サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第30条第5号の規定に基づき、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しているか。 なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法が考えられる。	予防基準第30条第25号 基準についての第2の4の(1)の㉔ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(30) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は介護保険法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同条第1項の規定による介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しているか。	法第80条第2項 予防基準第30条第26号 基準についての第2の4の(1)の㉕ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(31) 介護支援専門員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。	予防基準第30条第27号 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(32) 地域ケア会議から、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。	予防基準第30条第28号 基準についての第2の4の(1)の㉖ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、介護保険法第115条の30の2第1項に規定により区長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じているか。	予防基準第30条第29号 基準についての第2の4の(1)の㉗ 区予防条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	30 介護予防支援の提供に当たっての留意点				
	介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しているか。	予防基準第31条 基準についての第2の4の(2) 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指しているか。	予防基準第31条第1号 基準についての第2の4の(2)の① 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援しているか。	予防基準第31条第2号 基準についての第2の4の(2)の② 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有しているか。	予防基準第31条第3号 基準についての第2の4の(2)の③ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮しているか。	予防基準第31条第4号 基準についての第2の4の(2)の④ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用しているか。	予防基準第31条第5号 基準についての第2の4の(2)の⑤ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
的 第 支 四 援 の 介 方 護 法 予 に 防 関 の す た め の 基 準 効 果	(6) 地域支援事業(介護保険法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。)及び介護給付(法第18条第1号に規定する介護給付をいう。)と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮しているか。	予防基準第31条第6号 基準についての第2の4の(2)の⑥ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとしているか。	予防基準第31条第7号 基準についての第2の4の(2)の⑦ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めているか。	予防基準第31条第8号 基準についての第2の4の(2)の⑧ 区予防条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第五 変 更 の 届 出 等	1 変更の届出等 (1) 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。	法第115条の25第1項 則第140条の32 則第140条の37第1項、第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。	法第115条の25第2項 則第140条の37第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	1 介護予防支援費 介護予防支援費については、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において区市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している指定介護予防支援事業者について、次に掲げる所定単位数を算定しているか。 介護予防支援費(Ⅱ)472単位 厚生労働省の使用に係る電子計算機と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。)により、区長に対し、厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において条例第5条の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している場合に、所定単位数を算定しているか。	厚告129号別表のイの注2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 高齢者虐待防止措置未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。 なお、高齢者虐待防止未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、介護予防支援基準第26条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員についての所定単位数から減算することとなる。 具体的には次のいずれか一つでも該当する場合に減算となる。 (1) 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。 (2) 高齢者虐待防止のための指針を整備していない。 (3) 高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない。 (4) 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない。	厚告129号別表のイの注3 厚告95号の百二十九の四 留意事項についての第2の11(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第六 介護給付費の算定及び取扱い	3 業務継続計画未策定減算 別添に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。 具体的には次に該当する場合に減算となる。 (1)業務継続計画を策定していない。	厚告129号別表のイの注4 厚告95号の百二十九の五 留意事項についての第2の11(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 サービス種類相互間の算定関係 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用介護予防居宅介護費を除く。)若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護(介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を除く。)を受けている場合は、当該月については、介護予防支援費を算定していないか。	厚告129号別表のイの注8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 初回加算 指定介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数(300単位)を加算しているか。	厚告129号別表のロの注 留意事項についての第2の11(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>